

西宮市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、育児家庭支援ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、当該家庭の家事・育児を支援することで、保護者の不安や負担を軽減し、児童の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とし、本事業による支援の進行管理や、対象家庭に対する他の支援との連絡調整は市が行う。ただし、ヘルパー派遣による家事・育児の支援については、この支援を行うに適当と認めた育児家庭支援ヘルパー派遣事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(派遣の類型および支援の対象)

第3条 本事業による支援対象は、西宮市内に居住する者で、以下のヘルパー派遣の類型ごとに示す家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

1 児童支援ヘルパー

市の家庭児童相談室における支援の中で本事業による支援が必要と判断した家庭で、概ね次の各号のいずれかに該当する家庭の保護者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (4) ヤングケアラー等がいる家庭

2 子育てヘルプ

親族等の援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは児童の適切な養育が困難であり、次の各号のいずれかに該当する家庭の妊産婦（但し、下記第4号においては保護者とする）を対象とする。

- (1) 出産直後で母体が回復するまでの期間（産後8週間まで）にある家庭
- (2) 出産後間もない期間（産後1年まで）にある多胎児を在宅で養育する家庭
- (3) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (5) 医師が安静を要すると認め、家事が困難となった正産期に達するまでの期間にある家庭

(支援の内容)

第4条 ヘルパー派遣の支援内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事に関すること
- (2) 洗濯に関すること
- (3) 掃除に関すること

- (4) 買い物に関すること
- (5) 育児に関すること
- (6) その他家事援助に関すること
- (7) 対象家庭からの家事・育児に関する一般的な相談対応に関すること(専門的な内容は除く)

2 前項に規定する各号の支援は、対象家庭の居宅において行うこととする。

(ヘルパー派遣規定)

第5条 ヘルパー派遣に関する規定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1回の派遣は1時間30分以内とし、1日1回までとする。
- (2) 派遣を行う日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日の間）を除く、祝日を含む全ての曜日のうち、事業者が派遣可能な曜日とする。
- (3) 派遣を行う時間帯は、午前8時から午後6時までのうち、事業者が派遣可能な時間帯とする。

2 前項に規定する以外の規定については、第3条による派遣類型ごとに別に定める。

(事業者の登録)

第6条 市長は、第2条に規定する事業者として、以下の各号を満たすもののうち、登録を希望するものを登録する。

- (1) 西宮市内に事業所を有する本業務の適切な運営が確保できると認められる、介護保険法第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として指定を受けた訪問介護事業所、介護保険法第115条の45の5第1項の規定により、指定第一号事業者として指定を受けた予防専門型訪問サービス事業所、同規定により、指定第一号事業者として指定を受けた家事援助限定型訪問サービス事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた居宅介護事業所のいずれかであること。
- (2) 市内全域にヘルパーを派遣できること。
- (3) 関係機関との連携を図り、西宮市要保護児童対策協議会設置運営要綱に定める業務を行ったうえで、育児支援を行うこと。

(ヘルパーの選考)

第7条 事業者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者のうちから、ヘルパー（女性に限る）を選考するものとする。

- (1) 介護福祉士の資格を有する者、実務者研修課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者、訪問介護員養成研修3級課程修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、居宅介護従業者養成研修3級課程修了者、生活援助従事者研修課程修了者、居宅介護従業者基礎研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修課程修了者、介護予防・生活支援員養成研修課程修了者、看護師の資格を有する者、准看護師の資格を有する者のいずれかに該当する者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 育児及び家事に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (4) 対象家庭の児童の安定した養育に寄与できる者であること。

(ヘルパーの研修)

第8条 事業者は、ヘルパーに対して、資質向上のための研修および子育て世帯訪問支援事業ガ

イドラインに規定される、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等に関する研修を実施するものとする。また、事業者はこれらの研修の実施状況について、市に報告しなければならない。

(ヘルパーの健康管理等)

第9条 事業者は、ヘルパーに対し、感染症等に関する知識を修得させるとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、ヘルパーの健康管理に細心の注意を払うものとする。

(緊急時の対応等)

第10条 事業者は、ヘルパー業務を行う上で必要な事項及び以下の各号について、マニュアルを作成するなど、ヘルパーに徹底を図らなければならない。また、事業者は業務履行中の事故等に備え、賠償責任保険へ加入しなければならない。

- (1) 常に身分証明書を携行し、必ず提示すること。
- (2) 利用者の金銭・貴重品等の滅失、破損等のトラブル回避の対策を定めること。
- (3) 利用者等に事故や異常が生じた場合に備え、緊急時の連絡方法等、迅速に対応できる体制を整備すること。

(相談体制の確保)

第11条 事業者は、支援を提供するヘルパーからの利用者対応等についての相談に応じ、必要な助言や指導など適切に対応できる体制を確保しなければならない。

(ヘルパー派遣記録の保管及び業務報告書の作成)

第12条 事業者は、ヘルパー派遣を行ったときは、その派遣にかかる記録を保管するものとする。

- 2 事業者は、第3条第2項によるヘルパー派遣の都度、当日の支援内容ならびに利用者や児童(対象児や兄弟児)の様子や状況について、業務報告書を作成しなければならない。ただし、第3条第2項第1号、第2号ならびに第5号に該当する家庭は、気になる様子が確認された場合のみ作成を要するものとする。
- 3 第3条第1項による派遣における報告方法については、別に定めるものとし、前項による報告書の作成は要しない。

(ヘルパー派遣実施状況の集計及び報告)

第13条 事業者は、ヘルパー派遣の実施状況として、前条にて保管した派遣記録を元に、利用者ごとに派遣日および派遣時間区分について、第3条による派遣類型ごとに集計しなければならない。

- 2 事業者は、ヘルパーの派遣を行った場合、月ごとに以下の各号に掲げる書類を第3条による派遣類型ごとに調製し、原則として派遣月の翌月10日(土日祝日の場合はその翌開庁日)までに市に提出しなければならない。

なお、ヘルパーの派遣を行わなかった月は、当月度に請求すべき内容が無い旨を、翌月5日(土日祝日の場合はその翌開庁日)までに市へ通知しなければならない。但し、当月度に派遣対象家庭そのものが無かった場合は、当該通知を省略して差支えない。

- (1) 事業委託実績報告書・活動記録集計表
 - (2) 業務報告書(前条第2項該当時のみで可)
- 3 市長は、事業の適正な実施を確保するため、事業者に対して帳票類等の提出又は、援助内容の確認等について必要な調査を実施することができる。

(委託料の支払い)

第14条 市が事業者に支払う委託料は、市と事業者が第3条による派遣類型ごとに締結する委託契約に定める請求単価により、前条第2項に規定する書類に併せて提出する委託料請求書に基づき、1月単位で事業実施月の翌々月末日までに、実績により支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 事業者は、ヘルパー等業務に携わる者に守秘義務を課すなど、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守した上で個人情報の取扱いにあたるものとし、業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、本事業において利用する個人情報について、本事業の目的外で利用や提供をしてはならない。

(事業者の登録取消し)

第16条 市長は、第6条により登録した事業者が第2条に規定する支援業務を受託できなくなつた場合、第6条第1号に定める事業所の指定がいずれも取り消された場合ならびに、この要綱またはこれに準ずる規定に従わないなど当該業務を委託することが不適当と認められる事由が生じたときは、理由を明記した書面により当該事業者の登録を取消しすることができる。

(その他)

第17条 ヘルパー派遣に係る事務手続きの詳細等は、第3条による派遣類型ごとに別に定める。

2 その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月9日付で改正し、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月9日付で改正し、令和7年4月1日から施行する。